

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、
これから非常時における勤務体制づくりなど
職場環境整備に関する取組計画を作成・実施する 企業に奨励金を支給します。
※国の雇用調整助成金等を受給したのみでは対象となりません

申請期間：令和3年4月30日(金) ～ 令和3年~~6月30日(水)~~ **10月31日(日)まで**
※送付のみ・消印有効 **延長**

交付額：**1事業所** **10万円** (交付は1事業所につき1回限り。)

※令和2年度に東京都が実施した「東京都新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の交付を受けた事業所はお申込みできません

交付要件

①

- 非常時における雇用環境整備に関する**現状分析及び具体的な取組計画を作成**し、公益財団法人東京しごと財団の指定する取組期間及び実績報告提出期間までに**実施及び報告**すること

交付対象

②

- 都内に雇用保険適用事業所があり、かつ中小企業である
- 雇用保険適用事業主ではないが、都内にある労働者災害補償保険適用事業場の中小事業主である
- 都内にある暫定任意適用事業場の中小事業主である（条件付き）

③

令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として国から以下のいずれかの支給決定を受けていること

- 雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 産業雇用安定助成金
- 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業対応コース）
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金



①～③それぞれに、必ず1つはチェックがあることが必要です！！

他にも対象要件・確認事項がございますので、詳細についてはホームページにて必ずご確認ください

▼ 本事業の詳細はこちら

東京しごと財団 雇用環境整備課

検索



裏面のフロー図も
ご確認ください

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課 雇用安定化支援担当係

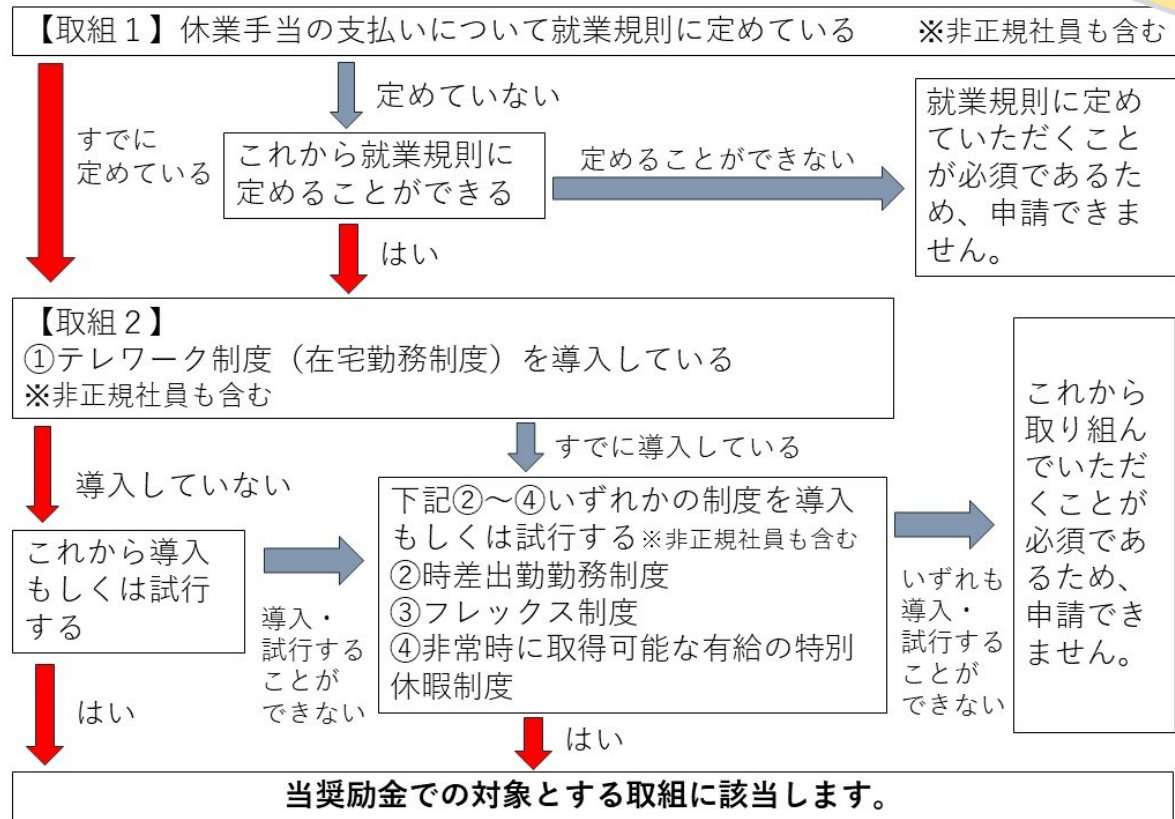
☎ 03-5211-2315

受付時間：平日9時30分～16時30分（12時～13時、土日・祝日は除く）

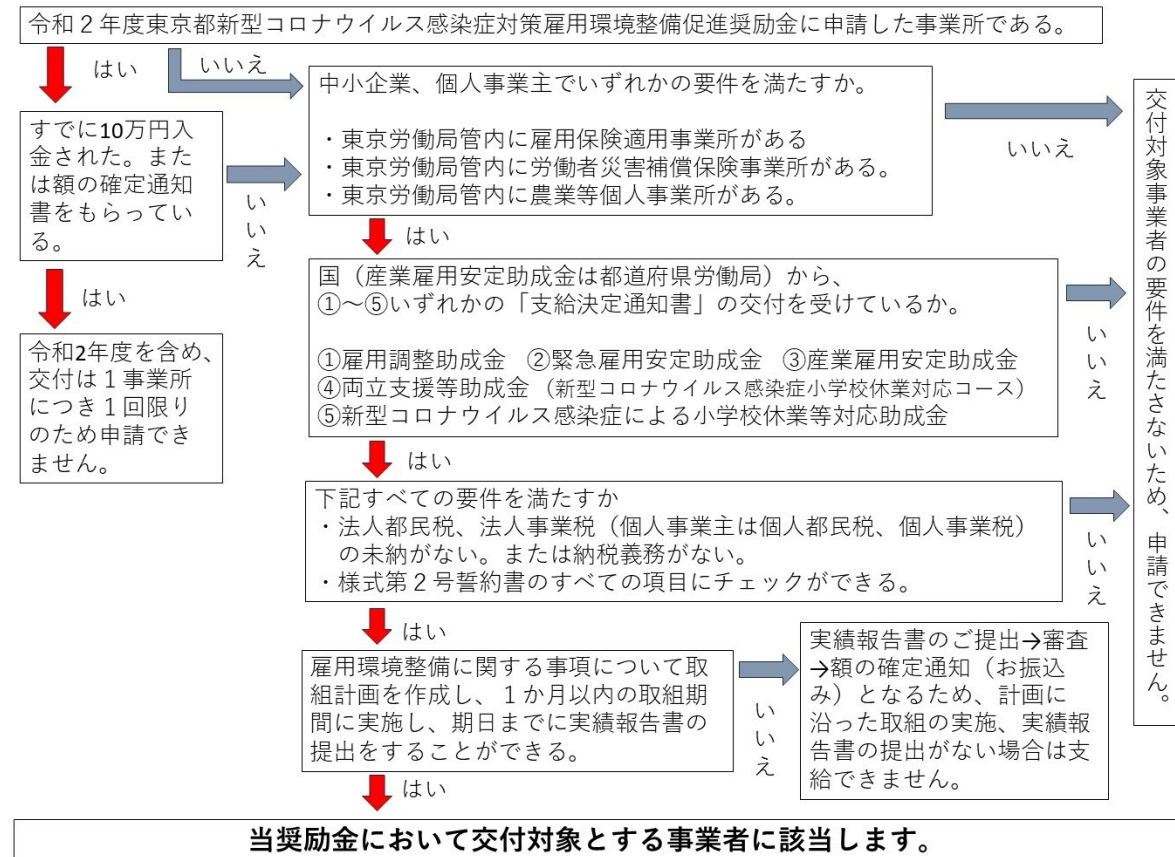


① 取組について

交付要件に該当するか確認してみよう！



② 交付対象事業者について



上記①と②の両方に該当することが申請の条件となります。